

## 福祉サービス第三者評価結果の公表事項

評価機関（評価機関認証No.）	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（福井福祉評価認証第1号）
評価調査者研修番号	第10-24号、第14-12号、第14-1号

### 【基本情報】

#### ①施設・事業所情報

名称：ほのぼの苑	種別：特別養護老人ホーム
代表者氏名：理事長 岩倉 光弘	定員（利用人数）：110名
所在地：福井県南条郡鯖物師5-10-1	
TEL：0778-47-2078	ホームページ：http://www.honobono-en.com
〔施設・事業所の概要〕	
開設年月日：平成12年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 ほのぼの苑	
職員数	常勤職員：70名 非常勤職員：10名
専門職員	介護職員 49名 介護支援専門員 1名 (嘱託) 医師 2名
	生活相談員 2名 管理栄養士 1名
	看護職員 6名 理学療法士 1名
施設・設備の概要	(居室数)
	(設備等)
個室8居室、4人部屋27居室、2人部屋2居室 浴室（大浴場1、中間浴1、特浴2）、居宅介護支援事業所・デイサービス併設、1Fトイレ9か所（うち1か所障害者トイレ）、2Fトイレ10か所（うち障害者トイレ2か所）、洗濯室、医務室、理美容室、全館オゾン脱臭完備	

#### ②理念・基本方針

<p>基本理念：みんなで笑顔のために 基本方針：1、利用者が満足する苑に 2、プライバシーと人権を守る苑に 3、多くの人に選んでいただける苑に 4、地域福祉のリーダーとなる苑に 5、常に研鑽に励む苑に</p>
--

#### ③施設・事業所の特徴的な取組

<p>職員の福利厚生として、産前産後の特別休暇制度を取り入れたりと、復職後は子が6歳までは時短勤務ができる等の子育て支援を取り入れたりとしている。職員が心身ともに健康に過ごせるよう年次有給休暇とは別に夏期休暇5日を付与、資格奨励制度では資格取得に係る費用の助成、就労義務の免除等、職員が資格取得に向けて安心して取り組めるよう支援し、令和2年度・3年度はユースエール企業の認定を得ている。また、令和2年度より給料表の改定やキャリアアップ制度の創設、人事評価の実施により高評価な職員の特別昇給等に取り組んでいる。コロナ禍においても利用者の方に楽しみのある生活を送っていただけるように行事等工夫しながら行っている。また自立支援に向けた根拠に基づく科学的介護の実践と最期の時まで自分らしく過ごしていただくための看取りケアの実践等、利用者様の笑顔のために職員同士が助け合って対応する職場環境づくりに取り組んでいる。</p>
--

#### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月8日（契約日）～ 令和5年7月20日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成27年度）

#### ⑤総評

<p>【特に評価の高い点】</p> <p>【Ⅰ-3 事業計画の策定】 中・長期計画には、理念や基本方針の実現に向けた法人全体、各種委員会等の具体的な目標を掲載し、年間行動指針と単年度毎の達成度・数値等の評価および見直しを行っている。また、中・長期計画書やその概要版には、69項目の単語注釈（解説）が付され、役職員だけでなく利用者や家族にとっても理解しやすいよう工夫がなされている。</p> <p>【Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス】 福祉サービスに関する情報が掲載されたホームページやパンフレットは、写真や絵を使用し、誰にでもわかりやすい内容になっている。また、サービス開始時や変更時には、生活全般について丁寧に説明し、利用者および家族から同意書を得ている。また、退所マニュアルにそって退所時サマリー（引継ぎ書）を作成し、福祉サービスの継続性に配慮している。</p> <p>【A-1 生活支援の基本と権利擁護】 利用者の心身の状態や意向等について普段のコミュニケーションから丁寧に引き出し、聞き取った利用者の思いや希望をケアプランに反映させている。また、意思表示が困難な利用者には、筆談や手話などを使用して利用者の意向把握に努めている。</p> <p>【改善を求められる点】</p> <p>【Ⅱ-3 運営の透明性の確保】 第三者評価の受審結果や、苦情の対応・改善状況についてホームページ等による公表が望まれる。また、監査委員による内部監査を実施し、その結果に基づき経営改善がなされているが、外部の専門家による事業、財務に関する外部監査の活用等による経営改善に向けた取組みが望まれる。</p> <p>【Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス】 施設運営全般に対する利用者の満足度調査を行っているが不定期であるため、定期的な調査の実施が望まれる。</p>
--

#### ⑥第三者評価結果に対する事業所のコメント

<p>今回3回目の第三者評価を受審するにあたり、受審する意義・目的などを、運営会議や計画策定委員会等で話し合い、自らが提供する福祉サービスを点検・評価することで、強み、弱み、新たな気づきを、職員間で共有することが出来ました。 評価結果は全職員に報告し、評価された点、改善が求められる点を事業所全体で共有しておりますが、福祉サービスの質を高めるためには、継続的かつ組織的な取組みを進めることが重要と考えております。今後とも利用者様の笑顔のため、職員一同誠心誠意努めてまいります。 また、アンケート等にご協力いただきましたご家族様には、評価結果を積極的に公表させていただき、サービスの「見える化」に繋げてまいります。</p>
--

#### ⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。